

平成 2 1 年 第 1 回

紀美野町議会臨時会会議録

開会 平成 2 1 年 5 月 1 2 日
閉会 平成 2 1 年 5 月 1 2 日

紀美野町議会

紀美野町第1回臨時会会議録

平成21年5月12日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成21年5月12日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 第 6 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第9号))
- 第 7 議案第51号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第52号 工事請負契約の締結について
(平成21年度紀美野町立野上第一保育所新築工事)
- 第 9 議案第53号 物品購入契約の締結について
(平成20年度救助資機材積載車整備事業)
- 第10 議案第54号 物品購入契約の締結について
(平成20年度高規格救急自動車整備事業)
- 第11 議案第55号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について
- 第12 選 第 1号 常任委員の選任について
- 第13 選 第 2号 議会運営委員の選任について
- 第14 選 第 3号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

○追加議事日程（第1号の追加1）

- 第 1 議長辞職の件について
- 第 2 選 第 4号 議長選挙について
- 第 3 副議長辞職の件について

- 第 4 選 第 5 号 副議長選挙について
第 5 選 第 6 号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について
第 6 選 第 7 号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について
第 7 選 第 8 号 五色台広域施設組合議会議員選挙について
第 8 選 第 9 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
第 9 議案第 56 号 監査委員の選任について
-

○会議に付した事件

- 日程第 1 から第 14 まで
追加日程第 1 から第 9 まで
-

○議員定数 16 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	田代哲郎君
2 番	小椋孝一君
3 番	北道勝彦君
4 番	新谷榮治君
5 番	向井中洋二君
6 番	上北よしえ君
7 番	西口優君
8 番	伊都堅仁君
9 番	仲尾元雄君
10 番	前村勲君
11 番	加納国孝君
12 番	松尾紘紀君
13 番	杉野米三君
14 番	鷺谷禎三君
15 番	美濃良和君
16 番	美野勝男君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	寺本	光嘉君
副町	長	小川	裕康君
教育	長	岩橋	成充君
消防	長	七良	裕光君
総務課	長	岡	省三君
住民課	長	中尾	隆司君
税務課	長	山本	倉造君
産業課	長	増谷	守哉君
建設課	長	山本	広幸君
生涯学習課	長	新田	千世君
保健福祉課	長	井上	章君

○欠席したもの

代表監査中谷一君

○出席事務局職員

事務局	長	大東	淳悟君
書	記	中谷	典代君

開 会

○議長（美野勝男君） 　　ただいまの出席議員は16名であります。したがって、規定の定足数に達していますので、ただいまから平成21年第1回紀美野町議会臨時会を開会いたします。

（午前 10時00分）

○議長（美野勝男君） 　　本日の会議を開きます。

　　本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 　会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番、北道勝彦君、4番、新谷榮治君を指名いたします。

◎日程第2 　会期の決定について

○議長（美野勝男君） 　　日程第2、会期の決定についてを議題とします。

　　お諮りします。

　　本臨時会は、本日1日限りにしたいと思えます。

　　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 　　異議なしと認めます。

　　したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3 　諸般の報告について

○議長（美野勝男君） 　　日程第3、諸般の報告を行います。

　　紀美野町代表監査並びに監査委員から例月出納検査結果に関する報告2件について、及び紀美野町事務監査の結果についての報告がお手元に配付のとおり提出されておりますので報告します。

　　次に、本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

　　以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 　議案第48号 　紀美野町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

◎日程第5 　議案第49号 　紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（美野勝男君） 日程第4、議案第48号、紀美野町税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件及び日程第5、議案第49号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、承認を求める件を一括議題とします。

説明を願います。

税務課長、山本君。

（税務課長 山本倉造君 登壇）

○税務課長（山本倉造君） 私の方からは紀美野町税条例の一部を改正する条例についてと、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分としたことについて報告をさせていただきます。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成21年3月31日提出 紀美野町長 寺本光嘉

4ページ以下が改正条例の全部なのですが、今回の改正は地方税法の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）、3月31日に公布されたものの改正に基づくものでございます。

主な改正内容を簡単に申し上げます。

住民税関係では、住民税の年金よりの特別徴収を行うに当たり、年金以外の所得に係る所得割を年金より特別徴収できるという規定を削除するものでございます。この部分は、ことしの3月議会で徴収するを徴収することができるというふうに改めたところでございますが、条文自体を削除することといたしまして、年金特別徴収は年金の所得に限るということになります。

続きまして、住宅ローン特別控除の創設、平成21年から平成25年までの新築購入

をした住宅に入居した者を対象に10年間、所得税で控除し切れなかった額を住民税から控除するという規定でございます。

現行では、税源移譲前の所得税で控除した額になるように、その差額分について住民税で控除するということになっていました。

長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例ということで、租税特別措置法の改正に基づきまして、21年、22年に取得した土地について、5年を超えて所有した場合の特別控除額1,000万円が創設されています。

所得税法等に伴う金融証券関係の改正に伴う条例の改正でございます。

固定資産関係では、固定資産の非課税措置の拡充といたしまして、医療関係者の養成所において、教育の用に供する固定資産税に係る非課税措置を拡充をしました。対象として、社会医療法人、非営利型一般社団・財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会が設置する場合が追加されることとなります。

次に、社会医療法人、これは平成18年の医療法改正により創設されたものでございますが、救急医療等確保事業の用に供する固定資産税を非課税といたしました。

次に、土地課税に係る負担調整措置が延長されました。土地価格等の特例の期限についても同様でございます。

認定長期優良住宅というものが創設されましたので、これに係る固定資産税の軽減について規定をいたしました。ほとんどの部分はこの4月1日に施行されることになってございます。

続きまして、国民健康保険税です。12ページでございます。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

専決処分書

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成21年3月31日提出 紀美野町長 寺本光嘉

14ページからでございます。これにつきましても、簡単に改正内容について説明をさせていただきます。

これも地方税法等の改正に基づくものでございまして、介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ、従来9万円であったものが10万円に引き上げられます。

続きまして、2割軽減の一律軽減対象化、従来2割軽減につきましては、所得の状況に応じて減額が適当でない場合は減額しないことができるというふうにされていましたが、所得により一律に2割軽減することになりました。

それと、住民税の関係の改正に伴う、国保に係る改正であります。

以上でございます。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 町税条例の一部改正に関してお聞きしたいと思います。

先ほどの説明の中で、住宅ローン等についての減税があるということでありましたけれども、それについてもう少し詳しく、どの程度の減税になるのかお聞きしたいと思います。

それから、社会福祉法人等の、幾つか法人関係の減税についてお話がありましたけれども、この紀美野町においては、そういうものは幾つあるのか、具体的にそれについて聞きたいと思います。

それから、株式ですね、これについて、これはどこになるんですか。これについてもお聞きしたい。

この3点、よろしく願います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) 住宅ローンにつきましては、基本は所得税から控除するというのが基本になります。そして、所得税で引き切れなかった分について住民税から控除することになるんですが、所得税の5%までという、町民税と県民税で9万幾

らまでという限度額が設けられていますが、この分だけ控除するということになります。

社会福祉法人の軽減の件ですが、これに該当するのは町内にはないです。

続きまして、配当とか、株式課税に関することなんですが、配当所得株譲渡について昨年改正された部分について、改めて、再度改正されたということです。配当につきましては、21年1月から住民税と所得税合わせてでございますが、20%課税されることになっていますが、それが21年から22年12月31日までの間は、配当所得が100万円までは10%の課税でいくというふうに改正されたものを、今回21年から23年12月31日まで1年延長しまして、100万円という所得制限は、なくなっています。

株の譲渡益についても同様に、21年1月1日から20%で課税されることになっているんですが21年から22年12月31日までにつきましては、500万円以下は10%の特例で認めるというふうに去年改正されていたものを、今回の改正で、21年から23年12月31日までは所得制限なしに、トータルの10%で課税するというふうに変更でございます。そして、これは去年の改正でもあったのですが、今回の条例改正に適した株の譲渡損失を配当所得と損益通算というふうな条文も改正しています。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 住宅ローンの方はそれで一定の減税などということですが、その株ですね、ちょっと聞き逃した部分もあるんですが、500万円分までの部分ですね、もう少し説明をしていただきたいと思います。

基本的には、紀美野町においてはそういう方々がどれだけおられるのか、その辺はどうでしょう。税というのは本来、累進制ですから、原則は。あるところからいただくと、そないなってると思うんですけど、その辺の状況で、紀美野町においてはどうか、もう少しご説明していただければありがたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 株譲渡の件でございます。株の譲渡益につきましては、先ほど申し上げたんですが、20年12月31日までの株譲渡につきましては、10%、所得税が7%、町民税、県民税が3%で課税されるということでありまして、それが一応期限が切れまして、21年1月以降は20%で課税される所得税15%、町・県民税が

5%、ただし21年1月1日から22年12月31日までの間につきましては、株の譲渡が500万円以下の場合10%、7%から3%で課税されるというふうに、去年改正されていたところでございますが、21年度の改正におきまして、期限が23年12月31日、1年延長されまして、所得制限500万円以下について適用していたものを所得制限を廃止しまして、すべて10%で課税されるということになってます。

配当とか譲渡というのは源泉分離を選択できる場合があります、すべてを把握できることはないの、何人が対象になったかというのは直ちに言えません。

以上です。

- 議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。
- 15番（美濃良和君） 3回目の前にちょっと整理させてください。
- 議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時20分）

再 開

- 議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

- 1番（田代哲郎君） 税条例の方でページ数で、5ページ、町民税住宅借入金等特別税額控除申告書となっておりますが、この手続の変更だけなのか、住宅借入金等に関する住民税控除、この辺のことについて、もう1回説明していただきたいと思います。

それから、確認させてほしいんですが、14ページの第2条の、これは介護保険納付金のうちの第2号被保険者に係る保険料の国民健康保険税での負担分が、従来は9万円を限度としてたのを10万円に引き上げられたと、こういうことでよろしいんでしょうか。

それから、国民健康保険税に係る、いわゆる先ほどから言われてます上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例とか、上場株式の、いわゆる損益に関する特例等についても、国民健康保険税の場合でも同じようなも

のなのか、その辺についてお答え願います。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) 田代議員の住宅ローン特別控除について今回改正させていただきます。手続上のこともあるんですが、先ほど申し上げたとおり、従来は税源移譲の関係で所得税で引き得なかった分を住民税から控除するというふうにされたものですが、今回、税源移譲ということではなくて、限度額を所得税で引き切れなかった場合は、その差額について9万7,500円まで、町民税5万8,500円、県民税3万9,000円を限度として住民税から控除するということでございます。

次に、国保の第2条の改正の件ですが、これは介護、40歳から64歳までの2号被保険者の方に対する国民健康保険税の介護納付金の部分の改正でございます。

その次の上場株式等という、住民税関係に基づく国保税条例の改正でございますが、住民税で特例を受けたものについて、国民健康保険税の所得割を計算する際もそれを適用していくということです。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番(田代哲郎君) 上場株式に係る譲渡損失の繰越控除に係る国保税の課税の条例、先ほどの住民税で説明あったように、そういう課税の控除を、その辺のことがちょっと同じような扱いでやるわけですか。その辺の税率とかね、その辺はどうなってるのか、同じような形になるのか、そのあたりをお聞きします。

○議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

○税務課長(山本倉造君) 住民税でいろいろな特例を設けて課税する際に、例えば分離課税をして、総合課税でなく分離課税を選択して住民税が変わった人につきまして、こういう条文がなかったら、総合課税の部分だけしか国民健康保険の対象となっこんということもありますので、分離課税を選択した、分離にかかった所得についても合わせて国民健康保険税の所得割の対象にしていくということについて規定してるということです。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) ちょっと1点だけ聞いておきたいと思います。

株式等に係る譲渡所得等の金額と、広域に税金がかかるという話聞かせてもらいましたが、株式の、例えばAという株で100万もうけて、Bという株で100万損したという場合、これが合算しての税金がかかるのか、それとも利益のあった方だけの税金がかかって、利益のない方はかからないと、こういうふうな解釈させてもらいたいんですか。その点の意味がわかりにくかったんで、総合的にプラスになったらその税金がかかるのか、それとも利益のあった部分だけ税金がかかるのか、確認しておきたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) 株の譲渡については、例えば特定口座というのがあります。そこに入れて、その中でこの損益通算やって精算していくと、その間の譲渡のプラス・マイナスをして、源泉課税としたり、総合課税を選択したりとか、いろいろなやり方はあると思うんですが、基本的に株の譲渡については、株の譲渡益、譲渡損で、損益通算するということになります。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第48号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 先ほど来、説明をいただいた中で住宅ローン等については、減税は、それは結構だと思うんです。ただ、先ほど申しましたように累進制の課税というのが原則であると思うんです。そういう点、今株のことについて、500万までのということだったのが、500万以上の人も20%が10%ということについては、

やっぱり認められないと思います。

弱い人たちを今助けていかなければならないという点から考えても、また町にとっても大事な税というものが、そういう形で減税というのは認められない、そういう点で第48号、紀美野町税条例の一部を改正する条例に反対します。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) ほかに討論は、ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第48号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。したがって、議案第48号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

これから、議案第49号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) 1点だけ、ほかにもいろいろありますけど、1点だけ問題を指摘します。

第2号被保険者の介護保険納付金課税額が、その限度額が9万円から10万円に引き上げられたということで、地方税法の改正に基づくもので、町の責任範囲ではないんですが、当町では1号被保険者の介護保険料も先般来、3月議会で、約30%の引き上げを行っております。1号、2号もということで、1号被保険者も2号被保険者も引き上げていくということで、非常に介護保険に関する負担等が多くなっているということもありますので、この件に関しては賛成することはできませんので、反対とします。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） ほかに討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第49号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第49号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第6 議案第50号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求めることについて

○議長（美野勝男君） 日程第6、議案第50号、平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） それでは、議案第50号について説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて

平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書

平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日提出 紀美野町長 寺本光嘉

18ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第9号）

平成20年度紀美野町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,686万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年3月31日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、24ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、12款の分担金及び負担金の総務費負担金でございますが、142万5,000円を補正いたしまして、9,142万5,000円となっております。これにつきましては、地上デジタル放送難視聴対策事業の加入金でございます。これは予定した事業に加入金が入ったものでございます。

それから、15款の県支出金の民生費県補助金でございますが、198万5,000円を減額しまして、4,974万9,000円となるものでございます。これにつきましては、乳幼児医療費の補助金の確定されたものによる減額でございます。

それから、21款の町債のうち、土木債の方ですが210万円を増額いたしまして、3億3,670万円となるものでございます。これは辺地対策事業債の確定によるものでございます。

それから、臨時財政対策債の方では、9万3,000円を増額いたしまして、2億1,709万3,000円となるものでございます。これは臨時財政対策債の増額によるものでございます。

それから、消防債の方ですが、30万円減額いたして450万円となるものでございます。一般単独事業債の合併特例債ですが、480万円を減額し、それから過疎対策事業債の方ですが450万円増額するものでございます。これらが町債の確定しておるものでございます。

次に、歳出の方を説明させていただきます。

2 款の総務費、12 目防災諸費でございますが、482 万 3,000 円を増額いたしまして 9,115 万 5,000 円となるものでございます。これにつきましては、過年度の返還金でございますが、これは県費補助金のもので、対象外であったものを経費として計上していたためでございますので返還をするものでございます。

それから、民生費の老人福祉費 6,000 円を増額しまして 9,651 万円となるものでございます。これは過年度の返還金でございます。補助金の確定によるものでございます。

それから、乳幼児等医療費の方では 36 万 3,000 円を増額しまして 1,768 万 6,000 円となるものでございます。これは医療費の扶助でございます、請求額がふえたことによるものでございます。

それから、4 款衛生費の方では、成人保健対策費でございますが、これは増減はないんですが、委託料の方で 120 万円増額しまして、扶助費の方で 120 万円減額するものであります。委託料については、各種健診委託料ですが、受診者が増加したのと、それから扶助費の方では後期高齢者健康診査の自己負担金が対象者の減によるものでございます。

それから、農林水産業費で、林道整備事業費でございますが、94 万 6,000 円を増額いたしまして、5,317 万 4,000 円となるものでございます。それは作業員の賃金でございます、毛原滝ノ川線の事業によるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

7 款の土木費の、道路橋りょう新設改良費でございますが、これにつきましては、地方債の方で増額しまして、一般財源を減額するものでございます。財源の組み替えですね。

それから、8 款費の消防費もそうですが、非常備消防費でございますが、これも財源の振替えでございます。

それから、教育費の方にまいりまして、保健体育総務費の方ですが、50 万 4,000 円の増でございます。これは、職員の時間外勤務手当がふえたことによるものでございます。

それから、公債費の方ですが、元金の方で 673 万 4,000 円を減額しまして、14 億 6,253 万 9,000 円となるものでございます。これは長期債の元金の不用額によるものでございます。

それから、12款の諸支出金の方ですが、地上デジタル放送の中継施設の基金でございます。142万5,000円を増額いたしまして、9,142万5,000円となるものでございます。これは9,142万5,000円の加入金を基金として積み立てているものでございます。

それから、地方債の補正について説明を申し上げます。21ページ、「第2表 地方債の補正」でございますけど、これは主に限度額の変更でございます。

一般単独事業債の方では、4億6,070万円とするものでございます。

それから、辺地対策事業債は、2億8,880万円と変更するものであります。

それから、過疎対策事業債につきましては、2億8,660万円とするものでございます。

臨時財政対策債につきましては、2億1,709万3,000円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) ちょっと、二、三カ所質問したいと思います。

24ページの歳入の款15、県支出金で、乳幼児医療費補助金が198万5,000円の減額と、それで、歳出の方では、次のページ、25ページに民生費で乳幼児等医療費で特定財源が198万5,000円減額して、一般財源で234万3,000円増額、それで、36万3,000円の、結果的に増額という、県補助金が198万5,000円減額している理由について、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、25ページの歳出で、衛生費の中で、後期高齢者健康診査自己負担助成金を120万円減額されてますが、これについての説明をお願いいたします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員の、1つ目の質問で、乳幼児医療等の減額等々の関係でございます。乳幼児医療につきましては、当初、補助金算入の部分につき

まして632万3,000円を見込んでございましたが、結果として433万8,000円の減額で198万5,000円というような形に結果的になっております。

この中身につきましては、乳幼児につきましては、県費補助で2分の1の補助がありますが、町単独分、小学生の部分については町単独になりますので、その部分が、この補助にならないということで、乳幼児の人数でいいますと、19年度では788人で、20年度で762人ということで、少し減にはなってるんですけども、乳幼児の減の方が大きくて、小学生の部分が大きくなって、ふえてると、ちょっと言い方がおかしいんですけども、乳幼児の部分で、補助の部分が結果的に少なくなって、町単独部分がふえたと、そのような結果になって、補助が減額して、総額として36万3,000円、これは見込みが足りない部分ですけども、ちょっと小学生部分の費用がふえたかなと、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長 (井上 章君) 田代議員の2点目の後期高齢者健康診査自己負担金の減額についてお答えさせていただきます。

この後期高齢者の自己負担ということで、健康診査については、後期の方でさせていただくんですが、県下で600円自己負担というのは統一されているところでございます。この600円につきまして本町では助成するというので、当初、2,500人分の補助を出させてもらっておったんですけども、案外この健診を受けられる方が少なかったと、こういうことの中で、2,000人分の減額と、こういうことになってございます。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番 (田代哲郎君) 乳幼児医療について、要するに小学生の、いわゆる1年から6年までの児童数は多いんですが、出生する数が少ないというか、いわゆる乳幼児たちが、補助対象になる就学前の乳幼児は少ないと、そういうことでしょうか。

○議長 (美野勝男君) 住民課長、中尾君。

○住民課長 (中尾隆司君) 議員、言われるとおり、ピラミッドの逆というような

形で、下の方が少なく、上になっていくほどふえてくるという、そのような現象で、全体的な人数的には、そんなにも下がってはないんですけども、底辺が少なく、上になるほどふえてくるという構造になっているということが原因かなと思うんですけども。以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 若干聞きたいと思います。まず、歳入のところで、24ページの町債、臨時財政対策債ですけども、今回、9万3,000円を余計にいただけるということになってるんですが、臨時財政対策債ですね、これは平成15年でこれはなくなるというふうなことで、本来はあったみたいなんですが、いまだに続いてると、国の方も非常にややこしい交付税に関係するところからくると思うんですが、何にしても、この部分の2億1,700万円にもなってきたということになるんですよ。これについて、一たん、行く末ですね、返済分については交付税措置をするというふうなことであろうと思うんですが、非常に交付税措置という言葉が非常に問題で、措置はするけれども、ほんまに金が来るかどうかというのはわからんと。何にしても、これはふえたけども、総額は変わらんから、こっちがふえたら、こっちで減らされてるという形になっていますので、その辺のところについてはどういうふうに見てるのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほど田代議員の方で質問があったので、この乳幼児はわかったんですけど、これも非常に積極的な政策なので、大いに評価したいと思います。あと、歳出の増、防災諸費ですね、一番上にある、今の説明で関係ないものを計算に入れておったので、過年度の返還について482万3,000円の返還金ということでございますけども、それについてもう少し説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1点ですけども、26ページなんですが、公債費で673万4,000円の減になってますね。これは繰上償還によるところのものであるのかお尋ねしておきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 美濃議員の質問にお答えいたしたいと思います。

24ページの臨時財政対策債の件でございますけれども、これにつきましては、国の方でこういう措置をしてくれると、こういうふうに言われておりますので、不問にするわけではないんですが、信用するものでございます。

それから、防災諸費のことでございますけれども、過年度の返還金の件でございますが、本来町で負担するべき事業費で県費補助金に当たらないものを計上してたということで、県の方から指摘がございまして、返還をするものでございます。

それから、公債費、26ページでございますが、これは美濃議員の言われる繰上償還によるものではございません。これは端的に言いますと、通常の長期債償還金の減であります。よろしくご理解のほどをお願いします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番(美濃良和君) ここで交付税云々のところは置いときますけれども、もう1点だけお聞きしたいと思います。防災諸費の、先ほど課長が答弁していただいた、県費補助に当たらんものが入ってたと、どんな物が当たらんかったんですか、もう一度聞きたいと思います。

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

○総務課長(岡 省三君) ヘリポートの設置の補助金に係るものでございます。

○議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) いつものとおりで申しわけないんですが、21ページの利率3.5%以内と、こういうふうにかなり高額な高い金利を設定していると、いつものことなんですけど、実際の金利というのはどのぐらいで回っているのかと、かように思います。

それと、低利に借りかえることができると、どんな努力してくれてるのか、その辺、実際は3.5%で回ってるわけじゃないと思うんですよ。それはもっと安いとは思いますが、こういうふうな、今の市場から考えたら想像ができないような高い金利に設定されてるという、これはかなりの高い金利だと思います、これ。もちろんこれで回ってるわけじゃないというのはわかりますがね、一応、設定の金利をもっと下げてもいい

んでないかと、こういうふうにもいつも思うんですよ。だから、これだけの金利、だから実際は幾らぐらいで回っていて、低く借りかえる努力ということを探ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時57分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時07分)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長 (岡 省三君) 大変失礼いたしました。西口議員の質問にお答えいたしたいと思います。

現在、政府資金で、辺地債で、10年もので1%、それから30年もので2.5%となっております。この借入れ利率については、市場金利の変動等がございますので、3.5%以内と、こういうふうな、その以内という形で表現しているものでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、常にその金利につきましては、市場を見まして、利率の低いものを借りるように努力をしているものでございます。繰上償還等もございますし、そういったことも考慮した上で、適正な運営をしているものでございますので、よろしくお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君) 今ちょっと、私も頼りない聞き方したんで、政府資金の10年ものが1%というふうな話を聞いたような気がするんですけども、市場の、ここだったら農協・紀陽銀行とかという、そういうふうな業者もあろうかと思うんですけどね、そういう民間業者の借入れということについてはどのような形で、実際に入札してるのかどうかもわかりません、私の方から見ればね。だから、入札しているのかどうかという部分と、民間の銀行から借り入れている金利部分がどうなっているのかもあわせてお

願いたい。

それと、1年分、金利決まってるのか。それとも部分的に、この案件について入札する、この案件について入札してるのかどうか、それもわからんけども、その辺についても詳細に回答願います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 政府資金につきまして、辺地債といった場合には、交付税措置等がございます。過疎債も70%の交付税措置がございます。それから、辺地債については80%の交付税措置がございます。そうしたわけで、大変有利な点がございます。

それから、民間の借入れでございますけれども、それにつきましては以前に申し上げたんですが、2年ほど前に入札したことがございます。あれは3年ほど前ですか。そのときに、決定した次第でございます。最近ではないわけですが、そういう経緯もございますので、とにかく有利な方法を考えて運営をしているものでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時12分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時17分）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第50号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第51号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第51号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 28ページをごらんいただきたいと思います。

議案第51号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

紀美野町地区集会所条例を次のとおり改正したいので、地方自治法第96号第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

集会所新築に伴う所在地の改正及び所在地表示錯誤による改正を行うものである。

29ページをお開きください。

紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例

紀美野町地区集会所条例の一部を次のように改正する。

別表かしかわ未来づくりセンターの項位置の覧中、814番地2を814番地4に改める。それから、同表の芝崎集会所の項の位置の覧中、361番地1を363番地1に改める、これは新築によります場所の変更によるものでございます。

その他につきましては、錯誤による修正を行うものでございます。

樋下集会所については49番地2に改め、また箕六集会所においては53番地に改める、三尾川区民センターの位置につきましては、429番地に改め、それから赤木集会所の番地については311番地に改めると、このようになっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長 (美野勝男君) 日程第8、議案第52号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長 (井上 章君) 30ページをお開き願います。

議案第52号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

記

契約の目的 平成21年度紀美野町立野上第一保育所新築工事

契約方法 指名競争入札

契約金額 3億324万円

契約の相手方 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 1 4 2 9

中平建設株式会社

代表取締役 中平武治

この指名競争入札につきましては、7社で執行してございます。

原案どおり、ご可決いただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

2番、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

○2番 (小椋孝一君) ちよつとお聞かせください。入札の業者名をお聞かせいただきたい。この7業者の中に、地元の業者は入っておりますか。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長 (井上 章君) 小椋議員の質問にお答えします。

まず、入札の日付でございますが、4月27日に入札をいたしております。業者は、落札した中平建設株式会社、それから株式会社浅川組、それから株式会社丸山組、それから三友工業株式会社、それから株式会社初島組、三洋建設株式会社、株式会社小池組で、町内の業者は含まれておりません。

以上でございます。

失礼しました。落札率は設計額に対しまして、75.81%でございます。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 2番、小椋孝一君。

○2番 (小椋孝一君) 町外の業者ということですが、金額から見たら3億前後であれば、町内業者も特例を持っている業者が入ることはできると思うんですがね、なぜ町内業者を外してしたのか、そしてまた入札で75.81と、建築関係では非常に低入札のように思うわけですけども、これは審査等で十分議論しているのか、低金額いうたら議論しておると思うんですけども、実際そこらを再度お聞かせ願ひます。

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 小椋議員の再質問にお答えいたします。

1点目の町内業者だけにということではございますけれども、当然、他の工事につきましては、町内業者の育成を考えまして、町内業者で入札を行っておるところではございますけれども、今回、規模あるいは実績等を勘案をいたしまして業者選定を行ったところでございます。業者選定につきましては、業者選定委員会ということで選定をしているところでございます。

それから、2点目の75.81ということで、低入札の価格でございます。これにつきましては、審査会でももちろんかかるわけですが、その前に低入札の報告書を入札当日に提出をいただきまして、全社におきまして調査をし、本町の低入札価格調査委員会を開催いたしまして、慎重に審議を行ったところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

○2番（小椋孝一君） ただいまの低額入札にあるがゆえに、価格の調査をしたということですが、この内容を再度、どういう形で調査したか、内容をお聞かせ願いたいと思います。私は決して、町内でせよといったものではないので、この中にもやっぱり町内のできる業者もあるのになぜ入れなかったのかということを知りたい。今、実績がないのでという話が、ないので入れなかったということですが、こういう形で、実績ということは、やっぱり町内でこういう建物をというのはほとんどないわけですよ。それも踏まえて、町長がいつも町内業者の育成ということを考えておるならば、なぜ町内業者を入れとかなかったのか、入れるということに対して実績がつくられていくということ、やっぱり今後の育成ということに関しては非常に大事なことで私は思うので、一応、これやったというのは、しゃあないけども、今後そういうことの1つという形で上げてもらわないと、町内業者の育成というのはできないと思います。そこは再度答弁ください。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質問にお答えいたします。

なぜ町内業者を入れてないのかということは、この金額によるかと思いますが、いいますのは、一般土木とか、そうしたものであれば、恐らく町内業者でもできんことはないだろう。しかし、こうした4億という箱物について、本当に町内業者で今できるんかどうか、少し疑問がございます。そんな中で、町内できないのであれば、それでは県

内できないか、そしてまた県内業者でできない場合は、全国的なそうした業者でできないか、こうした視点に立って私は考えております。

そんな中で、やはり4億という箱物でございます。そんな中で、少し疑問がございましたので、したがって県内業者にポストを充てて、こうしてやっていただいたということでございます。といいますのは、皆さんご承知のとおり、一般土木、この場合であれば、3億でありましても、現在五色台聖苑、この方の工事は町内業者でやっております。そんな関係上、やはりそうした箱物における、建築における、やはりでき上がり等々も考えて、こうしたことで対応させていただいたということでご理解いただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 小椋議員の低入札の経過をもう少し詳しく申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、調査基準価格を下回っておりましたので、低入札の調査をした上でということになりますので、入札直後に事前に通知しました低入札価格調査報告書等の書類を提出させました。内容につきまして、保健福祉課で慎重に調査をいたしました。当該価格で入札した理由書、あるいは見積もりの積算、それから手持ち工事の状況、それから技術管理者等、そういうことの手書類を提出していただいて、精査をして、問題がなかったということでございます。

それで、4月30日に企画管財課長並びに建設課主幹の同席のもとで、中平建設の関係者から事情聴取を実施いたしまして、低入札に至った理由、あるいは工事積算価格、工事の管理体制、安全性等の調査を行ったところ、適正な工事が施工可能であると判断をいたしまして、5月7日に本町の低入札価格調査委員会を開催いたしまして、検討・審議をした結果、請負業者に決定したと、こういうことでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時32分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時37分）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 私も小椋議員の考え方に賛同なんです。まず、町内業者出さなかった、これはもう仕方ない話なんやけど、この工事について設計業者の、どこで設計したんか、ちょっとわからないんですけども、設計業者を選ぶときにどのような形で設計業者を選んで、どこがやってくれたのか、ちょっと尋ねたいと思うんです。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

（保健福祉課長 井上 章君 登壇）

○保健福祉課長（井上 章君） 西口議員の質問にお答えいたします。

設計業者の選定でございますけれども、8業者の指名競争入札で行っておりまして、落札者は西浴設計事務所でございます。

以上でございます。

（保健福祉課長 井上 章君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） ちょっと内容というか、詳細、どういうふうな考え方で、どういうふうな建物がどういうふうに住つのかということをお聞きしたいと思います。

（8番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

（保健福祉課長 井上 章君 登壇）

○保健福祉課長（井上 章君） 伊都議員の、建設の概要についてお答えを申し上げます。

建設の場所でございます、現在の場所でございます、紀美野町動木156番地でございます。

用途につきましては、当然保育所、いわゆる児童福祉施設でございます。敷地面積は4,555.56平米。建物の構造でございますが、鉄骨造の平屋建てでございます。延べ床面積で1,332.5平米でございます。

工期は、議会の議決をいただいた翌日から平成22年1月31日となっております。以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） 8番、伊都堅仁君。

○8番（伊都堅仁君） 広さは説明いただいたんですけど、前とどういふふうに広さが変わるのかとか、建て方ですね、今建ってるところと違う場所に建てるんかと。あと、機能的な面で変更があるのかというようなことをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 伊都議員の再質疑にお答えをいたします。

現在の建物が1,200平米ぐらいでございますので、ちょうど100平米ほどふえるということで、そんなに大きく変わるということではございません。

それから、機能的には、当然保育室と、あとまた小さな子供さんも預かれるような部屋も用意したいと、こういうふうを考えております。建物の配置ですけれども、現在、入り口というんですか、入ってくる場所に建物がきまして、現在の北側、入ってくる場所に建物が建つという形になります。東側、今職員が置ける駐車場があるんですが、そこを広くして、そこから保護者の方々に出入りしていただくような玄関を東側に持ってくると、こういうようなことではございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 8番、伊都堅仁君。

○8番（伊都堅仁君） 以前、認定こども園というのを一般質問でさせていただいたんですけども、実際、今、海南市で何か、沖野々あたりにそういう施設が建つ計画がもうできて進んでるみたいです。また、紀の川市の方でも、そういう動きでやってるという中で、紀美野町はどういう考え方持ってるんですか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 伊都議員の再々質問の認定こども園ということで、認定こども園については、幼稚園と保育所が一緒になったような形が認定こども園とい

う制度でございます。本町の場合、保育所だけで運営をしておるところでございます。保育園、失礼しました、幼稚園です。幼稚園となりますと、午前中で授業が終わるといふこともございまして、現在、保育所で終日預からせていただいておりますので、この制度が今のところ一番いいんじゃないかなということで続けておるところでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 若干お聞きしておきたいと思います。

ちなみに予定価格、それから工期ですね、町長、地区懇等で、少しでも子供たちに使ってもらいたいということをおっしゃってましたが、子供たちに使ってもらいたいということをおっしゃってましたが、工期はどうなってるのか。

それから、上限、下限ですね、入札価格の、これが入ってたのかどうか。入っていたら、それに外れた業者があるのかどうか。

それと、非常に低い率なんですね。これで契約変更とか、そういうことなしにやっつけられるのかどうか、十分な、やられてると思うんですが、審査ですね、それについてお聞きしたいと思います。

それからあと、下請に、例えば下の基礎とか、そういうところで下請等に地元の業者が入っていけるのかどうか、その辺について聞きたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

（保健福祉課長 井上 章君 登壇）

○保健福祉課長（井上 章君） 美濃議員にお答えをいたします。

まず、予定価格でございますけれども、3億8,000万円で、事前公表を行っております。

それから、工期につきましては、議決をいただきましたら、議決の翌日から平成22年1月31日となっております。

それから、先ほども説明申し上げましたとおり、低入札の制度に係るものでござい

すので、低入札の事前審査をいたしまして、低入札の委員会も開かせていただいて決定をしておるところでございます。

それから、下請につきましては、当然、協力会社ということで、その会社に属するものでございますので、企業努力というんですか、企業の方々にご努力いただくということで、こちらから指示とか、そういうことはできないものだと考えておるところでございます。

そういうことで、事前に低入札ではございますけれども、契約の変更等のないような形で当然やっていきたいということは考えておるところでございます。

以上でございます。

失礼しました。最低制限価格というのは設けておりませんで、この低入札制度ということで、今回行っておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） えらい時代になってきてしまっていると、こういうふうにならないうふうなことになるようになってきておりますので、大変なんです、やっぱり少しでも地元の方にもお金を落としてもらいたいというのは、だれでも思うところであると思うんですが、そういう点、今、課長が申されましたけれども、やはり下請へ地元の企業が入れるように要請というんですか、それはしていただけるのかどうか。

それと、それでこんな低かったら、もうかるか、もうからんか、そこんところの心配もあるんですけども、せめてその辺の、入る、入らんはとりあえずとして、要請等はしておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

できるだけ地元業者を使ってやっていただきたいと、そうした話はさせていただきませんが、やはり最終的には、これは商取引でございます。したがって、企業努力によってそこで下請をしていただけるかどうか、これはまた別の問題としまして、一応、そうした話も通しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、新谷榮治君。

(4番 新谷榮治君 登壇)

○4番(新谷榮治君) 私もちよっとこの件についてお伺いしておきたいんですが、大変立派なお屋敷がここにできたわけでございますけれども、中に、子供が果たしてどれだけ確保できるんか、また減るんか、ふえるんか。減ったら困ると思うんです。これは非常に難しいことなんですけども、町としての対策、今後こういう立派な入れ物の中に入る子供、そしてそういう形の中で減らさん方法を結局町が考えておるのかどうか、ここをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(4番 新谷榮治君 降壇)

○議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 保育所の園児、減らさんように努力せえと言われてる叱咤激励であろうかと思いますが、今我々がとっておる政策、これにつきましては、やはりこうした少子・高齢化時代を迎えて、非常に苦慮してるわけでございます。そんな中で、やはりそうした定住者、この紀美野町の人口を少しでもふやすんじゃなしに、維持していきたい、そうした思いの中から、Iターン、Uターン、Jターンのそうした定住支援策、これを施行しておるところでございます。そんな中で、やはり各地域における町政報告会においても申し上げておるんですが、平成18年から今日まで、22世帯の皆さん方がこの紀美野町に来られておると。そして、人口にして50人弱の皆さん方でございます。そうした定住政策をとりながら、今後ともこうした人口の維持を図っていききたい、そうしたことで対策をいたしておりますので、ひとつご理解をいただきたい、そのように思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(美野勝男君) 4番、新谷榮治君。

○4番(新谷榮治君) 大変立派な意見だと思うんですけども、これ私の考えるところ、美里町でも、私試算してみるのに10年たったら半分になるんやないかと、美里町の人口が。そういった中で、結局これを、ふやせとか、それは非常に難しい話やと思うんです。ということは、やっぱり町も今後こういった対策を十分に考慮に入れて、そしてその対策をとっていただきたいと、これは特にお願い申し上げておきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時55分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時32分）

◎日程第 9 議案第53号 物品購入契約の締結について

◎日程第10 議案第54号 物品購入契約の締結について

○議長（美野勝男君） 日程第9、議案第53号、物品購入契約の締結について及び日程第10、議案第54号、物品購入契約の締結について一括議題とします。

説明を願います。

消防長、七良裕君。

（消防長 七良裕 光君 登壇）

○消防長（七良裕 光君） 31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

記

契約の目的 平成20年度救助資機材積載車整備事業
契約方法 指名競争入札
契約金額 3,916万5,000円
契約の相手方 大阪市生野区小路東五丁目5番20号
株式会社モリタ大阪支店
支店長 平田 隆吉

指名業者が7社でございました。日本機械工業株式会社、GM市原工業株式会社、株式会社吉谷機械製作所、小川ポンプ工業株式会社、長野ポンプ株式会社、株式会社モリタ大阪支店、キンパイ商事株式会社の7社で、うちGM市原工業株式会社が辞退でございました。

あと、予算額が4,100万円で、予定価格につきましては、事前公表いたしまして3,850万円。落札額が3,730万円、税別でございまして、消費税を加えた金額3,916万5,000円での契約ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、32ページをお願いします。

議案第54号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

記

契約の目的 平成20年度高規格救急自動車整備事業
契約方法 指名競争入札
契約金額 2,924万2,500円
契約の相手方 神戸市中央区港島中町2丁目2番1
日本船舶薬品会社神戸支店
支店長 渡辺 英昭

指名業者が5社でございました。内訳は、セイコーメディカル株式会社、株式会社大東医療機、日本船舶薬品株式会社神戸支店、株式会社大黒、株式会社クラヤ三星堂、以上5社でございました。

あと、予算額が3,000万円ございまして、落札額が2,785万円、契約金額が消費税を加えて2,924万2,500円ということでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

(消防長 七良裕 光君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 入札を53号については7社、それから54号については5社ということであったんですけども、入札は何回でやったのか。経過ですね。

それから、予定価格、それからこの場合は落札率というのはあるのかどうかわかりませんが、これもそれぞれお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 消防長、七良裕君。

(消防長 七良裕 光君 登壇)

○消防長(七良裕 光君) 美濃議員の質問にお答え申し上げます。

入札回数は2車両とも1回の入札でございます。

予定価格につきましては、事前に公表をしておりましたので、1回という結果でございます。

また、落札率でございますが、予算額に対しての落札額が救助資機材積載車整備事業につきましては95.52%、それから高規格救急自動車につきましては、予算額の97.48%でございます。

以上でございます。

(消防長 七良裕 光君 降壇)

○議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番(美濃良和君) これは普通の土木建築と違って、設計というものがないので、積算の価格というのが非常に出しにくいということであると思うんですが、そう

すると、ちなみに、予定価格に対して、2つの入札はそれぞれ何%の落札率になってますか。

○議長（美野勝男君） 消防長、七良裕君。

○消防長（七良裕 光君） 救助資機材積載車につきましては、予定価格の96.88%でございます。それから、高規格救急自動車につきましては99.46%。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） おかしなことはないと思うんですが、これだけ見てみると非常に高いということになってきますよね。それについて、これはどうしてこういうふうな率、また1回だけで終わってるわけなんですけども、その辺は適正なところにとりうに皆さん見ていかれるので、その辺はどうであるのか。どういうふうなことでこういうふうになったのか説明を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 消防長、七良裕君。

○消防長（七良裕 光君） 美濃議員の質問にお答え申し上げます。

救助資機材積載車につきましても、高規格救急自動車につきましても、土木建築のように、専門の設計士がございません。そういった中で、職員がこういう車両を欲しいということで、いろいろと積算をしたものを3社の業者に見積もりをいただきました。その中で、一番低額の業者が救助資機材積載車にあつては4,531万2,331円、消費税込みでございます。そういった中で、見積もりをいただいた上で精査をし、また本部でも車両の価格等、また積載する救助資機材の機械類の見積もりを別に取り寄せ、そういった中で精査したところ、やはり4,280万円程度の金は要るのではないかということで、予算要求をしておったんですが、いろいろと財政的な問題もございまして、4,100万円の予算ということでございましたので、必要な資機材だけにして、4,100万円に見合うような形の車両の発注をするための仕様書をつくり上げたところでございますので、十二分な形で業者サイドでは4,500万円以上の価格を見積もっておったというのが実情でございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、高規格救急自動車につきましては、これも3,250万円という見積もりをいただいておりますけれども、それについても資機材等の部分で、少し抑えることができるんじゃないかということをかながみて3,000万円の予算ということに抑えさせていただいたということでございますので、見積もりの額からいうと、相当低い落札

率になっているというように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 1時43分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

○議長（美野勝男君） 反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第11、議案第55号、21年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 33ページをごらんいただきたいと思います。

議案第55号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)

平成21年度紀美野町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,596万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,130万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉
内容について説明申し上げます。

38ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の方でございますが、18款繰入金、これは財政調整基金繰入金でございますが、21万円の補正をいたしまして、2億2,967万7,000円となります。これは財政調整基金からの繰り入れでございます。

それから、20款の諸収入の方でございますが、雑入の方で1,575万円を補正しまして5,823万7,000円となります。これはコミュニティ助成事業の助成金でございます。宝くじの原資でございます。

それから、歳出の方を説明申し上げます。

9 款の教育費の社会教育費のみさと天文台の管理運営費でございますが1,596 万円を増額いたしまして4,450 万4,000 円となります。これは施設用備品ということでございまして、プラネタリウムを購入するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

15 番、美濃良和君。

(15 番 美濃良和君 登壇)

○15 番 (美濃良和君) プラネタリウム1,500 万円で作れるというのは非常に安いと思うんですけども、これだけでは済まんと思うんですね。それについて、そういう計画をお示しねがいたいと思います。

(15 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

○生涯学習課長 (新田千世君) 美濃良和議員のお答えなんですけれども、これは固定式のプラネタリウムではなくして、移動式のプラネタリウムなんです。ごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、去年の文化祭のときに、文化センターにおきまして、和太で借りてきたのを展示していたんですけれども、あれとよく似た形式のものと思っていただけたらありがたいです。

以上です。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15 番、美濃良和君。

○15 番 (美濃良和君) 文化センターでやったものというのは、空気で膨らませて、そういうドームをつくと、非常に小さいものであったかと思うんですが、そういうもので、何というんでしょう、やっぱりプラネタリウムということに対して、そういう見たいという人がなければあかんと思うんですが、そういう点で、その程度のもので満足してもらえるのかなというふうな心配をするんですけども、そのような計画なんですか。

○議長 (美野勝男君) 教育長、岩橋君。

○教育長 (岩橋成充君) 本来、プラネタリウムというのは天文台にはとても大事

な、雨の場合、荒天の場合等でも、教育的に事業できる、昼間でも事業できるというのは、とても大事な施設であるわけですが、固定式で、改めてこれからプラネタリウム、本格的なものをするという事になれば、億単位のプラネタリウムが必要であるわけです。したがって、先ほど言った簡易的なものについては、15から20名の子供たち、大人が入れるというもので、現在、宝くじ等にずっとお願いしていたんですが、始まって以来、大規模な助成金、大体それを購入できるものを出してあげるという内定通知もいただきました。そういうことで、今回このところへ提出しているわけですが、学校へ移動的に授業をしに行くということも可能であり、天文台のホールのところへ常設するような形で移動できる。今後、研修に来てくれたり、勉強会してくれたり、そういう行事等にも天文台のプラネタリウムで観察ができるということで、非常に期待しているもので、これからもこの天文台を活用するという意味ではとても大事なものだと考えております。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） せっかくされてる努力に対して、けちをつけるというんじゃないんですけども、プラネタリウムを設置していくということについて、いろんな機能ということもなければならんと思うんです。そういう点で、もう少し、高度というんですか、そういうものを考えてということにはならんわけですか。もうこれでいくというふうなことになるのか。町として、その辺のところをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

○教育長（岩橋成充君） はい、できれば世界に通用するよなというような、県一のものをつくりたいというのは当然であります、現在の財政の状況では、これが現在の天文台にとって非常に有効に働けると、教育的にも事業も、そしてガリレオの400年も迎えますし、本年度は世界天文年でもありますし、それから日食の年でもありますし、この機会に、この天文台を売り出し、啓発していくのに、天文台の優秀な職員が知恵を絞って、このプラネタリウムが欲しいということで、宝くじ等にずっと働きかけてきて、実現したものでありますので、実現をぜひさせてあげたいなと、そんなに考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

このプラネタリウムの導入というのは、非常にこの天文台にとりまして、またこれからの天文台をいかに生かしていくのかということに非常に重要なポイントであろうかと思えます。したがって、この紀美野町といたしましては、やはりこうした立派な天文台という施設がございますので、これを今後とも有意義に生かしていくという意味からも、このプラネタリウムをまず導入し、そしてまた今後ともさらなるそうした施設の充実というんですか、そうしたことをやっていきたいという思いでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

○9番（仲尾元雄君） 私はプラネタリウムというんですか、これが今月だったか、先月だったか、ちょっとど忘れしたんですけども、読売新聞によりますと、元みさと天文台の、現在和歌山大学観光学部の尾久土先生が新しいのを開発して、9,000万円やったか、900万円やったか、ちょっと忘れしたんですけども、新しいのを開発して方々へ貸し出したりできるすばらしいプラネタリウムを開発したということが載っております。そこで、教育長に聞きたいんですが、この計画、これを買ってほしいという計画が去年からあったのか、最近あったのか知りませんが、いつごろあったのか。また、今新しいのが、そういう貸し出しができるすばらしいものができたというニュースがあったことをご存じか、その辺を聞きたいと思えます。

（9番 仲尾元雄君 降壇）

○議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

（教育長 岩橋成充君 登壇）

○教育長（岩橋成充君） 尾久土氏が新しく開発されたというのは、私は初耳であり、ただこの購入に関しては、元天文台である尾久土氏、それから今3人の立派な職員がいますが、その3人の知恵と連絡をとり合って、この計画をずっとしてきたということは聞いております。したがって、今後もこの尾久土氏の指導のもとに、和太と、それから天文台との連携を深めていく事業というものを研究していますし、大体今あるのは日本でつくられたんですが、現在、宝くじへ提出したのは、アメリカ製のものと聞いておるんですけども。子供さんとか、これからの天文台をアピールする上で、昼間は何の事業もできないという欠陥があったかと思えます。今後、昼間も来ていただいて、

研修等もできるのではないかと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひします。

(教育長 岩橋成充君 降壇)

- 議長 (美野勝男君) 9番、仲尾元雄君。
- 9番 (仲尾元雄君) つい最近新しいのができて、それを貸し出したりできて、天文学の普及に、観光にも、普及にもしたいというようなことが新聞にも載っておりますのでね、以前から何とかこういうものが欲しい、アメリカ製というんですか、この1,500万円ぐらいのを欲しいというような要望があったということなんですけども、いま一度、そういうのが出たと、新聞に出ているわけですから、もう一度検討し直して、きょうはこの予算、別に反対するわけございませんけども、一度検討して、そういう新しいものを貸してくれるんかとか、また今後のことを勉強していただいたらどうかと思うんですけども。
- 議長 (美野勝男君) 教育長、岩橋君。
- 教育長 (岩橋成充君) 今までにも貸し出していただきまして、和大との連携でやってきました。この間もお借りしたのもそういう部分でお借りしてるわけですが、やはりみさとの天文台で自由に使える移動式のはぜひ欲しいと、そして学校へも、各学校への授業も適用できると、そういう意味では、簡易ではありますけども、ちょうど適当なものであると、そんなように考えて、尾久土氏との連携は、職員とは十分できていると認識しています。
- 議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。
- これから議案第55号に対し、討論を行います。
- 反対討論を行います。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (美野勝男君) 賛成討論はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。
- これから議案第55号を採決します。
- 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長(美野勝男君) ここでしばらく休憩いたします。

休 憩

(午後 2時07分)

再 開

○副議長(前村 勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時38分)

○副議長(前村 勲君) 15番、美濃良和君。

○15番(美濃良和君) 済みません、大事な時間に。これから議長選挙とか、構成に入っていくと思うんですが、朝からもう一定の時間の話し合いはあったんですけども、もう少し今後2年間のことも考えたら、話をした上で進めていく方が円滑にいくかというふうに思います。そういう点で、すぐに選挙とかいうことじゃなくて、休憩をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長(前村 勲君) 今、ああいう意見が出ましたので、いかが取り計らいましょうか。

7番、西口 優君。

○7番(西口 優君) 私も休憩に賛成でございます。

○副議長(前村 勲君) では、お諮りします。

休憩という声が出てますが、皆さん、いかが取り計らいましょうか。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前村 勲君) では、休憩いたします。

休 憩

(午後 2時39分)

再 開

○副議長(前村 勲君) それでは、再開いたします。

(午後 3時58分)

○副議長(前村 勲君) 議長、美野勝男君から議長の辞職願が出されています。
お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前村 勲君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長辞職の件について

○副議長(前村 勲君) 追加日程第1 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、美野勝男君の退場を求めます。

(美野勝男議員 退場)

○副議長(前村 勲君) お諮りいたします。

美野勝男君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前村 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、美野勝男君の議長辞職の件を許可することに決定いたしました。

美野勝男君の入場を許可します。

(美野勝男議員 入場)

○副議長(前村 勲君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 4時00分)

再 開

○副議長(前村 勲君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時01分)

○副議長(前村 勲君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2 選第4号として日程の順序を変更し、直

ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前村 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選第4号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 選第4号 議長選挙について

○副議長(前村 勲君) 追加日程第2、選第4号、議長の選挙を行います。

この選挙はどのように取り計らいましょうか。

3番、北道勝彦君。

○3番(北道勝彦君) 投票をお願いします。

○副議長(前村 勲君) 今、投票の意見がございました。

お諮りいたします。

投票にいたすことに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○副議長(前村 勲君) 起立多数です。

それでは、投票にいたしたいと思います。

議場の入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(前村 勲君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に16番、美野勝男君及び15番、美濃良和君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(前村 勲君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(前村 勲君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(前村 勲君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○副議長(前村 勲君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(前村 勲君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。美野勝男君及び美濃良和君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(前村 勲君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 11票

無効投票 5票

有効投票のうち、

美野勝男君 10票

美濃良和君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、議長に美野勝男君が当選されました。

議場の入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(前村 勲君) ただいま議長に当選されました美野勝男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○副議長(前村 勲君) しばらく休憩いたします。

休憩

(午後 4時11分)

再開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時12分)

○議長(美野勝男君) お諮りします。

副議長、前村 勲君から、副議長の辞職願が提出されています。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長(美野勝男君) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 4時13分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4時18分)

◎追加日程第3 副議長辞職の件について

○議長(美野勝男君) 追加日程第3、選第5号、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって前村 勲君の退場を求めます。

(前村 勲議員 退場)

○議長(美野勝男君) お諮りします。

前村 勲君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、前村 勲君の副議長辞職の件を許可することに決定しました。

前村 勲君の入場を許します。

(前村 勲議員 入場)

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 4時20分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 4時21分)

○議長（美野勝男君） ただいま副議長が欠けました。
お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4 選第5号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選第5号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第4 選第5号 副議長選挙について

○議長（美野勝男君） 追加日程第4、選第5号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（美野勝男君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に14番、鷺谷禎三君及び13番、杉野米三君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（美野勝男君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（美野勝男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

○議長（美野勝男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。鷲谷禎三君及び杉野米三君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（美野勝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 13票

無効投票 3票

有効投票のうち、

仲尾元雄君 13票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、副議長に仲尾元雄君が当選されました。

議場の入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○議長（美野勝男君） ただいま副議長に当選されました仲尾元雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩いたします。

休 憩

(午後 4時27分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時29分)

○議長（美野勝男君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 4時50分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時50分）

◎日程第12 選第1号 常任委員の選任について

○議長（美野勝男君） 日程第12、選第1号、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、田代哲郎君、小椋孝一君、新谷榮治君、向井中洋二君、西口 優君、伊都堅仁君、鷺谷禎三君、美野勝男君、以上の8人の方を総務文教常任委員に、

北道勝彦君、上北よしえ君、仲尾元雄君、前村 勲君、加納国孝君、松尾紘紀君、杉野米三君、美濃良和君、以上8人の方をを産業建設常任委員に、それぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました皆さんをそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 6時04分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 6時10分）

◎日程第13 選第2号 議会運営委員の選任について

○議長（美野勝男君） 日程第13、選第2号、議会運営委員の選任を行います。
お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって小椋孝一君、向井中洋二君、伊都堅仁君、前村 勲君、松尾紘紀君、美濃良和君、以上の6人の方を議会運営委員にそれぞれ指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました皆さんを議会運営委員に選任することに決定しました。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 6時15分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 6時16分）

◎日程第14 選第3号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙について

○議長（美野勝男君） 日程第14、選第3号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、田代哲郎君、小椋孝一君、西口 優君、伊都堅仁君、前村 勲君、加納国孝君、鷲谷禎三君、以上7人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおりでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、田代哲郎君、小椋孝一君、西口 優君、伊都堅仁君、前村 勲君、加納国孝君、鷲谷禎三君、以上7人が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

お諮りします。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員が辞職されましたので、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

よって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第5 選第6号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について

○議長(美野勝男君) 追加日程第5、選第6号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として議長から指名をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、田代哲郎君、新谷榮治君、上北よしえ君、仲尾元雄君を指名します。

ただいま指名したとおりでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、田代哲郎君、新谷榮治君、上北よしえ君、仲尾元雄君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

お諮りします。

海南海草環境衛生施設組合議会議員が辞職されましたので、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

よって、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第6 選第7号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について

○議長(美野勝男君) 追加日程第6、選第7号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、新谷榮治君、向井中洋二君、伊都堅仁君、松尾紘紀君を指名します。

ただいま指名したとおりでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員に、新谷榮治君、向井中洋二君、伊都堅仁君、松尾紘紀君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

お諮りします。

五色台広域施設組合議会議員が辞職されましたので、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

よって、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第7 選第8号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

○議長(美野勝男君) 追加日程第7、選第8号、五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に、小椋孝一君、北道勝彦君、加納国孝君、松尾紘紀君、杉野米三君、美濃良和君を指名します。

ただいま指名したとおりでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員に、小椋孝一君、北道勝彦君、加納国孝君、松尾紘紀君、杉野米三君、美濃良和君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

お諮りします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員が辞職されましたので、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

よって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第8 選第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（美野勝男君） 追加日程第8、選第9号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、仲尾元雄君を指名します。

ただいま指名したとおりでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、仲尾元雄君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩いたします。

休 憩

（午後 6時20分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時30分）

○議長（美野勝男君） 監査委員、仲尾元雄君から監査委員の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9、議案第56号として、直ち

に議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

よって、監査委員選任の件を日程に追加し、追加日程第9、議案第56号として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第9 議案第56号 監査委員の選任について

○議長(美野勝男君) 追加日程第9、議案第56号、監査委員の選任についてを議題とします。

○議長(美野勝男君) 説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 議案第56号について、説明を申し上げます。

監査委員の選任の同意についてでございますが、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は美濃良和君、生年月日は昭和26年2月25日、住所は紀美野町三尾川761番地でございます。

これにつきましては、前仲尾監査委員の辞職に伴うものでございますので、ひとつご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第56号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会

○議長（美野勝男君） これをもちまして、本日の会議を閉じます。

平成21年第1回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午後 6時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年5月12日

議 長 美 野 勝 男

議 員 北 道 勝 彦

議 員 新 谷 榮 治